

2022年10月1日

利用者様、ご家族の皆様へ

株式会社さわやか倶楽部

### 「介護職員等ベースアップ等支援加算」算定開始について

この度、令和4年10月1日より介護報酬が臨時改定され、「介護職員等ベースアップ等支援加算」が創設され、これまでの介護職員処遇改善加算や、特定処遇改善加算に加え、介護職員等の更なる処遇改善が成される事となりました。

ベースアップ等支援加算は、厚労省が定め施行される制度で、コロナの克服と超高齢化社会を迎えるにあたり人材確保に向けた経済対策の取り組みの一環になります。職員の定着率の向上とサービスの質を維持するために表記加算を取得させていただくこととなりました。

利用者様におかれましては、ご負担をおかけすることとなり誠に恐縮ではございますが、当施設でも介護職員等への更なる処遇改善を実施すると共に、安定かつ質の高いケアを提供していく所存でございますので、何卒ご理解の程宜しくお願い申し上げます。

### 記

算定加算 介護職員等ベースアップ等支援加算（新規）

加算率 利用料に別紙サービスごとの割合で上乘せ

※基本サービスと加減算を加えた単位数に加算率を乗じた分が追加の単位数になります。

算定開始 2022年10月1日

※基本報酬に、処遇改善加算及び特定処遇改善加算以外の加算・減算に加えた単位数に上記加算率を乗じて算出いたします。

※料金体制ごとの加算率は別紙の通りとなります。

以上

(別紙)

## 令和4年度介護報酬改定による処遇改善 加算率

○ 現行の介護職員処遇改善加算等と同様、介護サービス種類ごとに、介護職員数に応じて設定された一律の加算率を介護報酬(※1)に乗じる形で、単位数を算出。

サービス区分(※2)	加算率
・訪問介護 ・夜間対応型訪問介護 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ・(介護予防)訪問入浴介護	2.4%
・通所介護 ・地域密着型通所介護 ・(介護予防)通所リハビリテーション	1.1%
・(介護予防)特定施設入居者生活介護 ・地域密着型特定施設入居者生活介護 ・(介護予防)認知症対応型通所介護	1.5%
・(介護予防)小規模多機能型居宅介護 ・看護小規模多機能型居宅介護 ・(介護予防)認知症対応型共同生活介護	2.3%
・介護老人福祉施設 ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ・(介護予防)短期入所生活介護	1.6%
・介護老人保健施設 ・(介護予防)短期入所療養介護(老健)	0.8%
・介護療養型医療施設 ・(介護予防)短期入所療養介護(病院等)	0.5%
・介護医療院 ・(介護予防)短期入所療養介護(医療院)	0.5%

※厚労省：社保審－介護給付費分科会第208回資料1引用